

VI [自然公園地域・自然環境保全地域関係]

1 自然公園区域における行為制限

令和3年7月1日現在

根拠法令	自然公園法（第20条、第21条、第33条） 奈良県立自然公園条例（第17条、第19条）	担当課 担当係	景観・自然環境課 自然環境係 0742-27-8757
制度の概要	<p>自然公園（国定公園及び県立自然公園）の区域内において、一定の行為をしようとする者は、知事の許可または届出が必要となる。</p> <p>※ 国立公園については、環境大臣所管のため、近畿地方環境事務所または吉野自然保護官事務所にお問い合わせ下さい。</p>		
目的	<p>自然公園区域内において一定の行為を制限することにより、すぐれた自然の風景地を保護し、もって、その利用の増進、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。</p>		
対象地域	国定公園及び県立自然公園		
規制内容	<p>1 指定地域の種類</p> <p>(1) 特別保護地区</p> <p>公園の中で最も中核をなす景観地であり、現状維持を原則とする。</p> <p>(2) 特別地域</p> <p>ア 第1種特別地域-特別保護地区に準ずる景観地であり、現在の景観を極力保護することが必要な地域</p> <p>イ 第2種特別地域- 第1種及び第3種特別地域以外の地域であって特に農林漁業活動について調整を図ることが必要な地域</p> <p>ウ 第3種特別地域-特別地域の中では風致を維持する必要性の比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれの少ない地域</p> <p>(3) 普通地域</p> <p>特別地域の風致景観維持のための緩衝地帯などとして必要な地域</p> <p>2 特別保護地区において許可の必要な行為</p> <p>特別保護地区においては、次に掲げる行為をする場合は知事の許可を受けなければならない。但し、通常の管理行為等については許可は不要。</p> <p>(1) 工作物の新築、改築、増築</p> <p>(2) 木竹の伐採</p> <p>(3) 鉱物の採掘、土石の採取</p> <p>(4) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること</p> <p>(5) 環境大臣が指定した湖沼、湿原等に汚水、排水を排水設備を設けて排出する行為</p> <p>(6) 広告物類の掲出、設置又は表示</p> <p>(7) 水面の埋立又は干拓</p> <p>(8) 土地の開墾等土地の形状の変更</p>		

- (9) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更
- (10) 湿原その他これに類する区域の立入り
- (11) 木竹の損傷又は植栽
- (12) 動物を放つこと（家畜の放牧を含む）
- (13) 屋外における物の集積又は貯蔵
- (14) 火入れ又は焚き火
- (15) 木竹以外の植物の採取、損傷又は落葉若しくは落枝の採取
- (16) 木竹以外の植物の植栽又は植物の種子をまくこと
- (17) 動物の捕獲、殺傷若しくは動物の卵の採取又は損傷
- (18) 道路及び広場以外の地域内における車馬若しくは動力船の使用、又は航空機の着陸
- (19) (1)～(18)の他、政令で定める行為

3 特別保護地区内において届出が必要な行為

- (1) 特別保護地区の指定又は地域の拡張等の際に当該地域内で既に着手していた上記2の行為については、指定等の日から起算して3ヶ月以内に知事に届出なければならない。
- (2) 非常災害のために必要な応急的措置として上記2の行為をした場合は、その行為をした日から起算して14日以内に知事に届出なければならない。

4 特別地域内において許可の必要な行為

特別地域内においては、次に掲げる行為をする場合は知事の許可を受けなければならない。但し、通常の管理行為等については許可は不要。

- (1) 上記2の(1)から(9)の行為（但し(5)は、国立・国定に限る。）
- (2) 環境大臣又は知事が指定する高山植物等を採取し、又は損傷すること。
- (3) 環境大臣又は知事が指定する区域内で木竹を損傷すること。
- (4) 環境大臣又は知事が指定する区域内で、環境大臣又は知事が指定する植物を植栽、又は植物の種子をまくこと。
- (5) 環境大臣又は知事が指定する区域内で、環境大臣又は知事が指定する動物を放つこと（家畜の放牧を含む）。
- (6) 環境大臣又は知事が指定する動物の捕獲、殺傷等
- (7) 湿原その他これに類する地域のうち、環境大臣又は知事が指定する区域内への立入り
- (8) 道路又は広場等以外の区域のうち、環境大臣又は知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸
- (9) 屋外における環境大臣又は知事が指定する物の集積又は貯蔵
- (10) (1)～(9)の他、政令で定める行為（国立・国定公園に限る）

5 特別地域内において届出が必要な行為

- (1) 特別地域の指定又は地域の拡張等の際に当該地域内で既に着手していた若しくは物が指定された際に、既に着手していた上記4の行為については、指定等の日から起算して3ヶ月以内に知事に届出なければならない。

	<p>(2) 非常災害のために必要な応急的措置として上記4の行為をした場合は、その行為をした日から起算して14日以内に知事に届出なければならない。</p> <p>(3) 木竹の植栽又は家畜を放牧しようとするときは、あらかじめ、知事に届出なければならない。</p>
	<p>6 普通地域内において届出の必要な行為</p> <p>普通地域内において、次に掲げる行為をする場合は、知事に行行為の種類、場所及び施行方法等を届出なければならない。</p> <p>但し、通常の管理行為等については届出は不要。</p> <p>(1) 一定規模を超える工作物の新築、改築、増築</p> <p>(2) 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>(3) 広告物類の掲出、設置又は表示</p> <p>(4) 水面の埋立又は干拓</p> <p>(5) 鉱物の採掘又は土石の採取</p> <p>(6) 土地の形状の変更</p> <p>※ 国立公園については、環境大臣所管のため、近畿地方環境事務所または吉野自然保護官事務所にお問い合わせ下さい。</p>
許可等の基準	<p>1 建築物の新築・改築・増築</p> <p>(1) 特別保護地区、第1種特別地域 - 既存建築物の改築、建替、災害復旧のための新築又は学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は許可しない。</p> <p>(2) 第2種、第3種特別地域</p> <p>ア 撤去されることが明らかな仮設の建築物</p> <p>(ア) 設置期間が3年を超えないこと。 (イ) 主要展望地からの妨げにならないこと。</p> <p>(ウ) 屋根及び壁面の色彩形態への配慮 (エ) 山稜線を分断する等眺望の支障にならないこと。</p> <p>(オ) 撤去後の跡地整理がなされること。</p> <p>イ 公園事業従事者、農林漁業従事者等特別地域内に居住することが必要と認められる者の住宅</p> <p>(ア) 高さ：最低地盤面から13m以下 (イ) アの(イ)、(ウ)、(エ)に同じ</p> <p>ウ 農林漁業を営むために必要な建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アの(イ)、(ウ)、(エ)に同じ <p>エ 集合別荘、分譲ホテル、集合住宅、保養所、分譲地内等に設けられる建築物</p> <p>(ア) 高さ：分譲地内建築物は最低地盤面から10m以下、その他は最低地盤面から13m以下</p> <p>(イ) 階数：分譲地内建築物は2階建以下</p> <p>(ウ) 敷地面積：1,000m²以上かつ集合別荘、集合住宅又は分譲ホテルにあっては、一戸当たり250m²以上</p> <p>(エ) 敷地面積に対する建築物の水平投影面積率：20%以下</p> <p>(オ) 容積率：第2種特別地域(40%以下)、第3種特別地域(60%以下)</p> <p>(カ) 建築物の水平投影面積：2,000m²以下</p> <p>(キ) 建築物に係る地形勾配：30%以下</p> <p>(ク) 自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域でないこと。</p> <p>(ケ) 建築物の地上部分の水平投影外周線が公園利用道路の路肩から20m、その他道路の路肩から5m、敷地境界線から5m離れていること。</p> <p>(コ) アの(イ)、(ウ)、(エ)に同じ。</p>

	第2種特別地域		第3種特別地域		
高さ	最低地盤面から13m以下				
敷地面積に対する建築物の水平投影面積率・容積率	水平投影面積率	容積率	水平投影面積率	容積率	
	敷地面積500m ² 未満	10%以下	20%以下	20%以下	
	敷地面積500m ² 以上 1,000m ² 未満	15%以下	30%以下		
建築物の水平投影面積	敷地面積1,000m ² 以上	20%以下	40%以下	2,000m ² 以下	
建築物に係る地形勾配	30%以下				
その他の	1 植生の復元が困難な地域等でないこと。 2 建築物の地上部分の水平投影外周線が公園利用道路の路肩から20m、その他道路の路肩から5m、敷地境界線から5m離れていること。 3 アの(ア)(イ)(ウ)を満たすこと。				

2 一般工作物

- (1) 特別保護地区、第1種特別地域 公益上必要なもの等以外は許可しない。

(2) 第2種、第3種特別地域

ア 主要展望地からの妨げにならないこと。 イ 山稜線を分断する等眺望の支障にならないこと。

ウ 色彩、形態が周囲の自然と調和を乱すものでないこと。

エ 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

オ 次のいずれかに適合するものであること

 - ・工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路の路肩から20m離れていること。
 - ・学術研究その他公益上必要と認められること。
 - ・地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
 - ・農林漁業に付随して行われるものであること。
 - ・既に建築物のある敷地内で設置されるもの。
 - ・地下に設置されるもの。
 - ・既存の工作物の建替

3 木竹の伐採

- (1) 特別保護地区 — 禁伐
(2) 第1種特別地域 — 単木抾伐法 ア 択伐率：現在蓄積の10%以下 イ 期令：標準伐期令に10年を加えたもの以上
(3) 第2種特別地域 ア 択伐法の場合 (ア) 択伐率：用材林（現在蓄積の30%以下）
　　薪炭林（現在蓄積の60%以下）

- (イ) 伐期令：標準伐期令以上
 イ 皆伐法の場合 (ア) 伐期令：標準伐期令以上
 (イ) 面積：原則として1伐区2ha以内
 (イ) 伐区が更新して5年を経過していない皆伐法による伐区に隣接していないこと。
 (4) 第3種特別地域 — 制限無し(許可申請は必要)

4 鉱物の掘採、土石の採取

- (1) 露天掘
 ア 特別保護地区 許可しない。
 イ 第1種、第2種、第3種特別地域 新規許可はしない。(学術研究その他公益上必要なもの、河川内の浚渫等はこの限りでない)
 (2) 露天掘以外
 • 第1種、第2種、第3種特別地域 坑口又は掘削口が植生の復元が困難な地域等内に設けられるものは許可しない。
 行為地域について制約がある。

5 土地形状変更

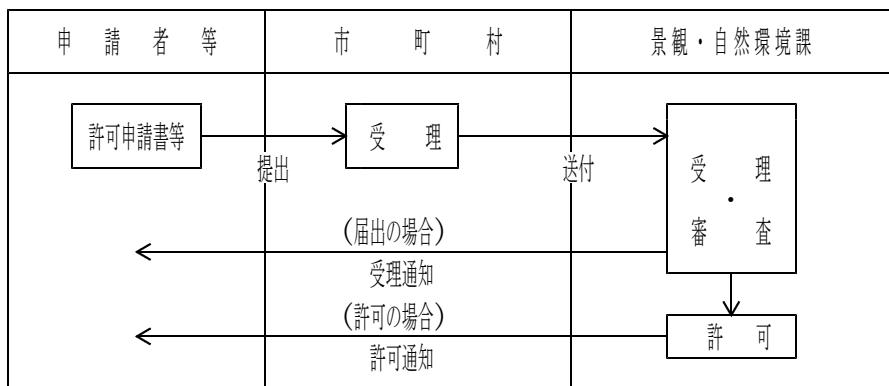
- (1) 特別保護地区、第1種特別地域 学術研究その他公益上必要なもの以外は許可しない。
 (2) 第2種、第3種 ア 集団的に建築物その他の工作物を設置するための敷地造成でないこと。
 特別地域 イ 土地を階段状に造成するものでないこと(棚田・果樹園等は除く)。
 ウ ゴルフ場の造成として行われるものでないこと。エ 廃棄物の埋立てによるものでないこと。
 オ 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 カ 形状変更の規模が必要最小限のものであること。
 キ 土砂流出のおそれがないものであること。

6 物の集積又は貯蔵

- (1) 特別保護地区 学術研究その他公益上必要なもの以外は許可しない。
 (2) 特別地域 ア 植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。
 イ 廃棄物を集積し、又は貯蔵するものでないこと。
 ウ 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 エ 自然的、社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
 オ 集積、又は貯蔵する物が樹木その他の遮蔽物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。
 カ 集積し、又は貯蔵する高さが10mを超えるものであること。
 キ 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。
 ク 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。
 ケ 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。
 コ 支障木の伐採が僅少であること。
 サ 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

その他の行為は省略

※ 詳細については必ず、景観・自然環境課 自然環境係までお問い合わせください。

手続のフロー図**国定公園・県立自然公園に関する行為許可申請等**

- ※ 許可申請をされる場合には、事前に協議をお願いします。
- ※ 国立公園については、環境大臣所管のため、近畿地方環境事務所または吉野自然保護官事務所にお問い合わせ下さい。